

ビジネス著作権検定® BASIC 初級 公式テキスト 改訂内容のご案内

2018年12月30日施行環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11協定)の発効に伴う著作権法改正および、2019年1月1日に、「著作権法の一部を改正する法律」が施行されました。この法改正に伴い、『ビジネス著作権検定® BASIC 初級 公式テキスト(第2版第1刷発行日:2017年3月7日)』の記載内容のうち、変更になった箇所があります。詳しくは、以下の<改訂内容対応表>にまとめましたので、内容を置き換えて学習をしてください。

※なお、詳細は文化庁サイト(<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/>)をご確認ください。

※(対応表の行数の数え方について) タイトル、見出し行(ただし i、a は除く)および空き行は数えないものとします。

<改訂内容対応表>

該当箇所	改訂内容(下線部分)	テキスト(第2版第1刷)内容
目次(初級)	5. <u>著作物に表現された思想または感情の享受を目的としない利用</u> (第30条の4)…P. 90	5. 技術の開発または実用化のための試験の用に供するための利用(第30条の4)…P. 90
初級 第IV章 p. 40 21～22行目	(3)特定のコンピュータでは <u>実行</u> することができないプログラムの著作物を、そのコンピュータで <u>実行</u> できるようにするため、または効果的に <u>実行</u> できるようにするために必要な改変。	(3)特定のコンピュータでは利用することができないプログラムの著作物を、そのコンピュータで利用できるようにするため、または効果的に利用できるようにするために必要な改変。
初級 第V章 p. 64 13～15行目	個人の著作物の場合、保護期間は著作者の死後 <u>70年</u> を経過するまでの間存続します。つまり、著作物を創作した時点から、著作者の生存中および死後 <u>70年</u> 間保護されることとなります。なお、共同著作物の場合、最後に死亡した共同著作者の死後 <u>70年</u> 間保護されます。	個人の著作物の場合、保護期間は著作者の死後 <u>50年</u> を経過するまでの間存続します。つまり、著作物を創作した時点から、著作者の生存中および死後 <u>50年</u> 間保護されることとなります。なお、共同著作物の場合、最後に死亡した共同著作者の死後 <u>50年</u> 間保護されます。
17～19行目	用いられるもの)の著作物の保護期間は、公表後 <u>70年</u> を経過するまでの間存続します。ただし、その期間満了前にその著作者の死後 <u>70年</u> を経過していると認められる場合は、その著作者の死後 <u>70年</u> を経過したと認められる時において、消滅したものとされます。つまり、原則に戻	用いられるもの)の著作物の保護期間は、公表後 <u>50年</u> を経過するまでの間存続します。ただし、その期間満了前にその著作者の死後 <u>50年</u> を経過していると認められる場合は、その著作者の死後 <u>50年</u> を経過したと認められる時において、消滅したものとされます。つまり、原則に戻
BASIC 第V章 p. 65 10行目 18行目	の死後 <u>70年</u> までなの。	の死後 <u>50年</u> までなの。
20～23行目	稔: 著作者の死後 <u>70年</u> までか。でも、会社が著作者の場合はどうなるの? 法人著作(職務著	稔: 著作者の死後 <u>50年</u> までか。でも、会社が著作者の場合はどうなるの? 法人著作(職務著
27行目	凜: いい質問ね。会社など団体名義の著作物は、公表されてから <u>70年</u> (創作後 <u>70年</u> 以内に公表されなかったときは、創作後 <u>70年</u>)。共同著作物は、最後に死亡した著作者の死後 <u>70年</u> 。それと、無名とか変名で、誰が著作者か分からないような場合も、公表されてから <u>70年</u> まで(死後 <u>70年</u> の経過が明らかであればその時点まで)。それから、映画の	凜: いい質問ね。会社など団体名義の著作物は、公表されてから <u>50年</u> (創作後 <u>50年</u> 以内に公表されなかったときは、創作後 <u>50年</u>)。共同著作物は、最後に死亡した著作者の死後 <u>50年</u> 。それと、無名とか変名で、誰が著作者か分からないような場合も、公表されてから <u>50年</u> まで(死後 <u>50年</u> の経過が明らかであればその時点まで)。それから、映画の
32～33行目	きている間の残り <u>60年</u> と死んでからの <u>70年</u> と、合計 <u>130年</u> も保護されるということか。	きている間の残り <u>60年</u> と死んでからの <u>50年</u> と、合計 <u>110年</u> も保護されるということか。
初級 第V章 p. 66 1～3行目	法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後 <u>70年</u> を経過するまでの間存続します。なお、その著作物がその創作後 <u>70年</u> 以内に公表されなかったときは、その創作後 <u>70年</u> を経過するまで存続します。	法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後 <u>50年</u> を経過するまでの間存続します。なお、その著作物がその創作後 <u>50年</u> 以内に公表されなかったときは、その創作後 <u>50年</u> を経過するまで存続します。
24行目	から起算し、 <u>2084年</u> 12月31日で終了します。	から起算し、 <u>2064年</u> 12月31日で終了します。

該当箇所	改訂内容(下線部分)	テキスト(第2版第1刷)内容
BASIC 第V章 p. 67 図	保護期間の計算方法 「原則」「無名・変名」「法人著作(職務著作)」の保護期間「 <u>70年</u> 」	保護期間の計算方法 「原則」「無名・変名」「法人著作(職務著作)」の保護期間「50年」
POINT	POINT 著作物の保護期間は、作者の生存中と死後 <u>70年</u>	POINT 著作物の保護期間は、作者の生存中と死後50年
初級 第V章 p. 68 6～7行目	の著作者であると推定されますので、著作権の保護期間が「公表後 <u>70年間</u> 」から、「著作者の死後 <u>70年間</u> 」となります。	の著作者であると推定されますので、著作権の保護期間が「公表後50年間」から、「著作者の死後50年間」となります。
BASIC 第V章 p. 69 10～11行目	凜:あはは。一応、条約では死後50年が原則ね。でも、アメリカの保護期間は日本と同じ70年。死後50年の国が多いんだけど、70年という国も結構あるわね。100年なん	凜:あはは。一応、条約でも死後50年が原則ね。でも、アメリカの保護期間は日本より長い70年。死後50年の国が多いんだけど、70年という国も結構あるわね。100年なん
初級 第V章 p. 72 [確認問題]	ウ 公表された団体名義の著作物の保護期間は、著作物が公表されてから <u>70年</u> が経過するまでである。	ウ 公表された団体名義の著作物の保護期間は、著作物が公表されてから50年が経過するまでである。
初級 第VI章 p. 76 14行目	ことができます。 <u>なお、国や地方公共団体については、補償金の事前の供託は不要です。</u>	ことができます。
脚注	38 第67条第1項、 <u>第2項</u> 39 第67条第3項	38 第67条第1項 39 第67条第2項
初級 p. 88 脚注	55 <u>第47条の6第1項第1号</u>	55 第43条第1号
初級 第VII章 p. 90 3～4行目	3. 付随的著作物の利用(第30条の2) 伴って複製することができます。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該複製の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、認め ※翻案については、第47条の6第1項第2号に規定	3. 付随的著作物の利用(第30条の2) 伴って複製または翻案することができます。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該複製または翻案の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、認め
23行目～26行目	5. <u>著作物に表現された思想または感情の享受を目的としない利用(第30条の4)</u> <u>著作物は、その著作物に表現された思想または感情を自ら享受しまたは他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず利用することができます。ただし、著作権者の利益を不当に害する場合は、認められません。</u> <u>例えば、録画機を開発する中で、実際に放送されているテレビ番組を録画して性能を確認する場合や AI 開発のためのディープラーニングなどの情報解析、そのほか、人の知覚による認識を伴わない利用の場合、著作権者の許諾は不要となります。</u>	5. 技術の開発または実用化のための試験の用に供するための利用(第30条の4) 全文差し替え
初級 第VII章 p. 96 19行目	また、絶版等資料に係る著作物について、 <u>日本国内および外国の図書館等</u> において公衆に提示することを目的とす	また、絶版等資料に係る著作物について、図書館等において公衆に提示することを目的とす
初級 第VII章 p. 104 21行目	るために必要な方式により、複製し、または公衆送信(放送、有線放送を除き、送信可能化を含む)することが	るために必要な方式により、複製し、または自動公衆送信(送信可能化を含む)を行うことが
脚注	65 第47条の6第1項第3号 66 <u>第47条の6第1項第3号</u>	65 第43条第2号 66 第43条第2号

該当箇所	改訂内容(下線部分)	テキスト(第2版第1刷)内容
初級 第七章 p. 110 17行目～18行目	③美術の著作物等の展示に伴う複製等(第47条) 載し、 <u>観覧者のために解説または紹介をする目的で、上映し、自動公衆送信すること等</u> ができます。例えば、 <u>絵画の展覧会の開催者は、展示された絵画の解説・紹介をするため、小冊子に絵画を掲載したり、スクリーンに上映したり、観覧者に貸与したタブレット端末に自動公衆送信したり</u> することができます。また、 <u>美術館等が展示する作品の情報をインターネットで紹介する際、サムネイル画像を合わせて提供</u> することができます。	③美術の著作物等の展示に伴う複製(第47条) 載することができます。例えば、 <u>絵画の展覧会の開催者は、展示された絵画の解説・紹介用の小冊子にその絵画を掲載</u> することができます。
BASIC 第七章 p. 111 15行目～16行目	説・紹介のために著作物を著作権者の許諾なく <u>小冊子に複製したり、上映したり、観覧者に貸与したタブレット端末に自動公衆送信したり</u> することができます	説・紹介のための小冊子に著作物を著作権者の許諾なく複製することができます
初級 第七章 p. 112 7～8行目	「プログラムの著作物」の複製物の所有者は、自らその著作物を電子計算機において <u>実行</u> するために必要と認められる限度において、著作権者の許諾なく、その著作物を複製 <u>することができます</u> 。 ※翻案については、第47条の6第1項第2号に規定	「プログラムの著作物」の複製物の所有者は、自らその著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、著作権者の許諾なく、その著作物を複製または翻案を <u>お願い</u> 致します。することができます。
脚注	79 <u>第49条第1項第5号</u> 80 <u>第49条第1項第4号</u> 81 <u>第49条第2項第4号</u>	79 第49条第1項第4号 80 第49条第1項第3号 81 第49条第2項第2号
BASIC 第七章 p. 113 表内左列2段目	<u>「コンピュータでの情報利用」</u>	「保守、修理等」「インターネット通信事業」「情報解析」「機器利用時」
初級 第七章 p. 114、 116	(6) <u>「コンピュータでの情報利用」</u> 関係 ①～② ※全文差し替え 最終ページ参照	(6)「保守、修理等」「インターネット通信事業」「情報解析」「機器利用時」関係 ①～⑥
BASIC 第七章 p. 121 図表8行目	商業用レコードおよび <u>配信音源</u> の放送二次使用料を受ける権利	商業用レコードの放送二次使用料を受ける権利
初級 第八章 p. 122 20～21行目	a. 商業用レコードおよび <u>配信音源</u> の放送・有線放送にかかる二次使用料請求権(第95条第1項) 商業用レコードおよび <u>配信音源</u> を用いて放送・有線放送する場合、放送事業者・有線放送事業者はその	a. 商業用レコードの放送・有線放送にかかる二次使用料請求権(第95条第1項) 商業用レコードを用いて放送・有線放送する場合、放送事業者・有線放送事業者はその
BASIC 第八章 p. 123 27～28行目	レコード製作者には、複製権、送信可能化権のほか、商業用レコードおよび <u>配信音源</u> の二次使用料を受ける権利、譲渡権、貸与権などがあります。商業用レコードおよび <u>配信音源</u> を用いて放送・有線放送	レコード製作者には、複製権、送信可能化権のほか、商業用レコードの二次使用料を受ける権利、譲渡権、貸与権などがあります。商業用レコードを用いて放送・有線放送
図表5行目	商業用レコードおよび <u>配信音源</u> の放送二次使用料を受ける権利	商業用レコードの放送二次使用料を受ける権利
初級 第八章 p. 124 22行目	貸与権消滅後の商業用レコードの貸与に関する報酬請求権、商業用レコードおよび <u>配信音源</u> の放送・有線放送	貸与権消滅後の商業用レコードの貸与に関する報酬請求権、商業用レコードの放送・有線放送
初級 第八章 p. 126 18行目 20～21行目	・商業用レコードおよび <u>配信音源</u> の放送・有線放送にかかる二次使用料請求権(第97条第1項) 用レコードおよび <u>配信音源</u> を用いて放送・有線放送する場合、放送事業者・有線放送事業者はその商業用レコードおよび <u>配信音源</u> の利用にかかる二次使用料をレコード製作者に支払う義務がありますので、レコ	・商業用レコードの放送・有線放送にかかる二次使用料請求権(第97条第1項) 用レコードを用いて放送・有線放送する場合、放送事業者・有線放送事業者はその商業用レコードの利用にかかる二次使用料をレコード製作者に支払う義務がありますので、レコ

該当箇所	改訂内容(下線部分)	テキスト(第2版第1刷)内容
BASIC 第Ⅷ章 p. 129 14～16行目	稔:そう、著作権の場合は、作者の死後 <u>70年</u> までじゃない？ 凛:レコード製作者の隣接権の保護期間は、 <u>録音したその時点に始まって、70年間</u> よ。 ※実演家の場合は、実演の時から70年間、放送事業者・有線放送事業者は、放送したときから50年間。	稔:そう、著作権の場合は、作者の死後50年までじゃない？ 凛:著作権隣接権の保護期間は、実演したり、録音したり、放送したりした、その時点に始まって、50年間よ。
図	無方式主義で権利が発生し、保護期間は <u>70年</u> (図表見出し)(終期) <u>70年</u>	無方式主義で権利が発生し、保護期間は50年(図表見出し)(終期)50年
POINT	POINT 著作権隣接権の保護期間は、 <u>実演・録音したときから70年(但し、放送は50年間のまま)</u>	POINT 著作権隣接権の保護期間は、実演・録音・放送したときから50年
初級 第Ⅷ章 p. 130 12行目 14～16行目	(終了)その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して <u>70年</u> 経過 (終了)その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して <u>70年</u> 経過(その音を固定した日の属する年の翌年から起算して <u>70年</u> 経過するまでに発行されなかった場合、その音を固定した日の属する年の翌年から起算して <u>70年</u> 経過)	(終了)その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して50年経過 (終了)その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して50年経過(その音を固定した日の属する年の翌年から起算して50年経過するまでに発行されなかった場合、その音を固定した日の属する年の翌年から起算して50年経過)
初級 第Ⅷ章 p. 132 [確認問題]	ウ 著作権隣接権(実演家、レコード製作者)の保護期間は、著作権の保護期間の終期と同様に著作権隣接権者の死後 <u>70年</u> である。	ウ 著作権隣接権の保護期間は、著作権の保護期間の終期と同様に著作権隣接権者の死後50年である。
初級 第Ⅸ章 p. 138	④ 著作物に付された技術的利用制限手段を回避する行為(研究・技術開発の目的など著作権者等の利益を不当に害しない場合を除く)(第113条第3項) ⑤ 著作物などに付された権利管理情報について、虚偽の情報を故意に付加する行為(第113条第4項第1号)、故意に除去し、または改変する行為(第113条第4項第2号) ⑥ 権利管理情報が不正に付加、除去、改変などされているものを、そのことを知っていながら、販売、送信などする行為(第113条第4項第3号) ⑦ 国内で市販されているものと同一の市販用音楽CDなどを、輸入してはいけないことを知っていながら、国内で販売するために輸入する行為、販売・配布する行為、または販売・配布のために所持する行為(ただし、販売価格が安い国から輸入される音楽CDなど、著作権者などの利益が不当に害される場合で、かつ、国内販売後7年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する前に販売などをされたものである場合に限る)(第113条第6項) (2) みなし侵害に当たる行為(著作者人格権) ・著作者の名誉、声望を害する方法により、その著作物を利用する行為(著作者人格権の侵害とみなされる)(第113条第7項)	(新規) ④ 著作物などに付された権利管理情報について、虚偽の情報を故意に付加する行為(第113条第3項第1号)、故意に除去し、または改変する行為(第113条第3項第2号) ⑤ 権利管理情報が不正に付加、除去、改変などされているものを、そのことを知っていながら、販売、送信などする行為(第113条第3項第3号) ⑥ 国内で市販されているものと同一の市販用音楽CDなどを、輸入してはいけないことを知っていながら、国内で販売するために輸入する行為、販売・配布する行為、または販売・配布のために所持する行為(ただし、販売価格が安い国から輸入される音楽CDなど、著作権者などの利益が不当に害される場合で、かつ、国内販売後7年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する前に販売などをされたものである場合に限る)(第113条第5項) (2) みなし侵害に当たる行為(著作者人格権) ・著作者の名誉、声望を害する方法により、その著作物を利用する行為(著作者人格権の侵害とみなされる)(第113条第6項)
BASIC 第Ⅸ章 p. 139 16行目後に追記	※2018年12月30日より、著作権等侵害罪のうち悪質な海賊行為に限定して、非親告罪となる場合があります。	(新規)

該当箇所	改訂内容(下線部分)	テキスト(第2版第1刷)内容
初級 第IX章 p. 140 14行目後に追記	ただし、以下の要件を満たす場合に限り、非親告罪の対象となります。(第123条第2項) 1)対価を得る目的または権利者の利益を害する目的があること 2)有償著作物等(有償で提供されている著作物等)について原作のまま譲渡・公衆送信又は複製を行うものであること 3)有償著作物等の提供・提示により得ることが見込まれる権利者の利益が、不当に害されること	(新規)
脚注	96 第123条第1項、第2項、第3項	96 第123条
初級 第IX章 p. 142 16～19行目	⑦ 技術的保護手段・技術的利用制限手段の回避専用装置またはプログラムを公衆へ提供する行為(第120条の2第1号)、業として公衆からの求めに応じて回避する行為(第120条の2第2号) 技術的保護手段・技術的利用制限手段の回避専用装置またはプログラムを公衆へ提供する行為を行った者、業として公衆からの求めに応じて回避する行為を行った者は、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこれらの併科を科せられます。本罰則については非親告罪となります。	⑦ 技術的保護手段の回避専用装置またはプログラムを公衆へ提供する行為(第120条の2第1号) 技術的保護手段の回避専用装置またはプログラムを公衆へ提供する行為を行った者は、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこれらの併科を科せられます。本罰則については非親告罪となります。
脚注	98 (削除) 99 第113条第4項「みなし侵害」の項目参照 100 第113条第6項「みなし侵害」の項目参照	98 第30条第1項第2号「著作権の制限(私的使用目的の複製)」の項参照 99 第113条第3項「みなし侵害」の項目参照 100 第113条第5項「みなし侵害」の項目参照
初級 第IX章 p. 146 16～17行目	害行為によって得た利益の額」や「著作権使用料相当額」や「著作権等管理事業者の使用料規定により算出した額」を被害額と推定できるとする権利者の立証負担を軽減する規定が定められています(第114条第1項～第4項)。	害行為によって得た利益の額」や「著作権使用料相当額」を被害額と推定できるとする権利者の立証負担を軽減する規定が定められています(第114条第1項～第3項)。
初級 p. 162 確認問題 [正答・解説] 第V章 保護期間	ウ 法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後70年(その著作物が創作後70年以内に公表されなかったときは、その創作後70年)を経過するまでの間、存続する(53条1項)。	ウ 法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後50年(その著作物が創作後50年以内に公表されなかったときは、その創作後50年)を経過するまでの間、存続する(53条1項)。
初級 p. 164 確認問題 [正答・解説] 第VIII章 著作隣接権	ウ 著作隣接権(実演家、レコード製作者)の保護期間の終期は、実演を行った時、音を最初に固定した時の属する翌年から起算して70年を経過した時である(第101条第2項)。	ウ 著作隣接権の保護期間の終期は、実演を行った時、音を最初に固定した時、その放送・有線放送を行った日の属する翌年から起算して50年を経過した時である(第101条第2項)。

※p. 114およびp. 116ページ全文差し替え

(6)「コンピュータでの情報利用」関係

①コンピュータにおける著作物の利用に付随する利用等(第47条の4)

コンピュータでの著作物の利用を円滑または効率的に行うために、その利用に付随して利用する場合には、必要と認められる限度で、その著作物をいずれの方法によるかを問わず利用することができます。例えば、ネットワークで送信される著作物をコンピュータで受信して利用する場合にキャッシュすることや、ネットワークの送信障害(アクセス集中による送信遅延など)の防止やネットワークを通じて情報提供するために準備として必要な複製をすることなどができます。(第47条の4第1項)

また、コンピュータで著作物を利用できる状態の維持・回復を目的とする場合には、必要と認められる限度で、その著作物をいずれの方法によるかを問わず利用することができます。例えば、スマートフォンや携帯電話などの保守・修理を行う場合に保存されている著作物の消失を避けるためのバックアップや、サーバーの故障などに備えたバックアップなどの複製を行うことができます。(第47条の4第2項)

②新たな知見・情報を創出するコンピュータによる情報処理の結果提供に付随する軽微利用等(第47条の5)

コンピュータを利用して著作物その他大量の情報処理を行い、新たな知見や情報を創出する行為を行う者は、必要と認められる限度で、情報処理の結果の提供に付随して、いずれの方法によるかを問わず、軽微な利用を行うことができます。

この新たな知見や情報を創出する行為には、インターネット検索エンジンを含む「所在検索サービス(求める情報を特定するための情報や、その所在に関する情報を検索する行為)」と「情報解析サービス(大量の情報を構成する要素を抽出し解析する行為)」が例示されています。将来のニーズにも対応できるように「国民生活の利便性向上に寄与するものとして政令で定めるもの」との条項も含まれています。

どの程度の利用が軽微であるかについては、利用される著作物の割合、量、表示の精度などを総合考慮の上判断されます。

以上